

サステナビリティ開示実務対応基準 「温対法におけるSHK制度の定める方法により 測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気 候基準』の定めに従う場合の開示」の概要

サステナビリティ基準委員会（SSBJ） 委員長

川西安喜

サステナビリティ基準委員会（SSBJ） 常勤委員

衣川清隆

I はじめに

2026年6月11日、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）は、サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」（以下「本実務対応基準」という。）を公表した¹。

本実務対応基準は、サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という。）を構成する。

また、本稿執筆時点において、金融庁より、本実務対応基準を金融商品取引法における金融庁長官が定めるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準として指定することが提案されている。

本稿では、本実務対応基準の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、SSBJの公式見解ではないことをあらかじめ申し添える。

II 本実務対応基準の公表の経緯

SSBJ基準の適用に向けた準備を進めている関係者から、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）（以下「温対法」という。）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「SHK制度」という。）の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いてサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「『気候基準』」という。）の定めに従った開示を

行う場合にあたり、「気候基準」の定めが必ずしも明確でなく、実務上の解釈が分かれていることから、企業の実務における対応に多様性が生じ、「気候基準」の趣旨や企業間の比較可能性が損なわれる可能性があるとの懸念が、SSBJに寄せられた。本実務対応基準は、見解が分かれている点について明確化を図ることを目的として開発し、公表されたものである。

¹ 本実務対応基準の全文については、SSBJのウェブサイト（https://www.ssbj-j.jp/jp/ssbj_standards/2026-0611.html）を参照のこと。